四　（略）

五　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号（第一号、第六号及び第七号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（相続人による事業継続の認可申請）

第十九条　法第十八条第四項の規定により被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとする相続人（以下この条において「事業承継相続人」という。）は、次に掲げる事項を記載した相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

四　事業承継相続人以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

五　（略）

六　事業承継相続人が当該一般旅客定期航路事業を承継する理由

2　前項の相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　事業承継相続人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　当該一般旅客定期航路事業を事業承継相続人が承継することに対する事業承継相続人以外の相続人の同意書

（特定旅客定期航路事業の許可申請）

第十九条の二の三　法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（以下「特定旅客定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　（略）

四　（略）

五　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の役員が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

（相続人による事業継続の認可申請）

第十九条　法第十八条第四項の規定により被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとする相続人は、次に掲げる事項を記載した相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

四　申請者以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

五　（略）

六　申請者が当該一般旅客定期航路事業を承継する理由

2　前項の申請書には、左に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　申請者が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三　当該一般旅客定期航路事業を申請者が承継することに対する申請者以外の相続人の同意書

（特定旅客定期航路事業の許可の申請）

第十九条の二の三　法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　（略）

二　特定旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員の氏名

三　次に掲げる事項を記載した事業計画

イ～ト　（略）

2　前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第一号、第二号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明

ロ　法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二　特定旅客定期航路事業許可申請者が法第十九条の三第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　特定旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

四　（略）

（準用規定）

第十九条の三　第二条の二、第二条の三、第八条、第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第十九条の三第一項の許可及び特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十五条中「一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」とあるのは「特定旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」と、第十六条中「一般旅客定期航路事

二　法人である場合は、役員の氏名

三　事業計画

イ～ト　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第一号、第二号及び第五号の基準に適合する旨の説明

ロ　届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

二　申請者（申請者が法人である場合は、その役員）が法第十九条の三第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

四　（略）

（準用規定）

第十九条の三　第七条の二から第七条の四までの規定は、法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三の規定による特定旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）の安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出並びに安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出について準用する。